

現職者共通研修「9）事例検討」「10）事例報告」の履修方法

現職者共通研修「9）事例検討」「10）事例報告」の履修は、下記の方法で可能です。

1. 現職者共通研修「9）事例検討」の履修方法

- (1) 新潟県士会が開催する「現職者共通研修事例検討会」に参加
- (2) 協会・士会の主催する事例検討・報告会（90分以上）」に参加
新潟県作業療法士会では、MTDLP事例検討会（11月開催予定）への「聴講参加」が該当します。
申請は、MTDLP事例検討会 受付窓口でお尋ねください。

2. 現職者共通研修「10）事例報告」の履修方法

- (1) 都道府県士会が開催する「現職者共通研修事例報告会」にて発表する
- (2) 協会学術部事例報告登録制度に登録する。
- (3) 協会主催の学会および審査のある都道府県士会の学会等で事例研究として筆頭発表する。
- (4) 都道府県士会が、現職者共通研修事例報告に適した事例検討・報告会を実施していると承認したSIG（他団体の学術集会等における事例報告も含む）にて筆頭発表する。
- (5) 認定作業療法士あるいは基礎研修修了者が指導する施設団体等で行われる事例検討・報告会にて筆頭発表する。
- (6) MTDLP実践者研修における事例検討会で事例発表する。

なお、90分以上の事例検討・報告会であること。ファシリテーターは、基礎研修修了者以上の会員が務めることを原則としています。

申請は、新潟県作業療法士会ホームページ、『各種手続きについて→現職者共通研修「10）事例報告」の修了読み替え』をご覧ください。

令和元年 8 月 30 日
現職者研修担当理事
一ノ本隆史